



熊本県公報

第 1 2 4 3 0 号

平成 27 年 6 月 26 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画	(水産振興課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
公 告	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 2
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課) 3
○県営土地改良事業計画の変更	() 3
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 3
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 4
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 6
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	() 8
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課) 8
○農用地利用配分計画の認可	() 9
○県有林立木の公売	(森林整備課) 9

告 示

熊本県告示第 5 9 2 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 2 6 年熊本県告示第 1 2 0 7 号）を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 6 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

(2) 我が国周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や、悪化している資源もみられる。本県海域における海洋生物資源についても同様の傾向にあるものがみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

(3) このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に、多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第 3 条第 1 項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第 2 条第 2 項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等、漁獲実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第 2 条第 6 項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

- (5) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。
このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
 - (1) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成26年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成26年7月から平成27年6月まで 若干
 - (2) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成27年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成27年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成27年7月から平成28年6月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 - 【まあじ、まいわし、まさば及びごまさば】
中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させる漁獲実績がないよう、許可隻数を現状とする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年6月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字宮ノ脇 2838番地先から 同所 2837番1地先まで	60.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年6月26日

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1367号	混合石灰肥料	果樹園芸用混合石灰肥料	アルカリ分 : 58.0 可溶性苦土 : 20.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年7月9日
熊本県肥第1119号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰M6	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年7月19日
熊本県肥第1120号	炭酸カルシウム肥料	炭酸苦土石灰M10	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目78番地	平成33年7月19日

熊本県公告第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営南尾迫地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南尾迫地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年6月29日から平成27年7月27日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営南尾迫地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南尾迫地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成27年6月29日から平成27年7月27日まで
- 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大津店
菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1286番1号ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 大 嶋 秀 昭
(変更後) 代表取締役 貞 方 宏 司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大 嶋 秀 昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞 方 宏 司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス阿蘇店
阿蘇市内牧1065-1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 大 嶋 秀 昭
(変更後) 代表取締役 貞 方 宏 司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大 嶋 秀 昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞 方 宏 司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第422号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス荒尾店
荒尾市大島町三丁目430番1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 大 嶋 秀 昭
(変更後) 代表取締役 貞 方 宏 司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後

ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
--------------------------------------------------	--------------------------------------------------

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第423号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス高森店
阿蘇郡高森町大字高森2112-1ほか
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 大寫 秀昭
(変更後) 代表取締役 貞方 宏司
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第424号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス錦町店
球磨郡錦町大字西3603
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 大寫 秀昭
(変更後) 代表取締役 貞方 宏司
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第425号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス菊池店
菊池市大琳寺字下原24番1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 代表取締役 大寫 秀昭
（変更後） 代表取締役 貞方 宏司
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス御船店
上益城郡御船町大字辺田見字中道162-1ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
平成27年6月1日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第427号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称
ダイレックス菊陽店
菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2199ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社コウタキ 代表取締役 上瀧 信策 北九州市小倉北区篠崎二丁目43番22号	有限会社コウタキ 代表取締役 村上 陽子 北九州市小倉北区片野一丁目1番58号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 届出年月日

平成27年6月1日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局振興課

平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第428号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス松橋店
宇城市松橋町松橋字浜田29-4ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社ジャパントライサービス 代表取締役 松本 秀夫 宇城市松橋町松橋29番地	同 左
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前	変更後
1	ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
2	その他未定	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

3 届出年月日

平成27年6月1日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課

平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス山鹿店
山鹿市鹿校通一丁目1番24号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の代表者の氏名

変更前	変更後
園田 誠 熊本県熊本市梶尾町1745番地51	園田 誠 熊本市北区梶尾町1745番地51

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役社長 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
有限会社エース・薬局 代表取締役 村田 昭寛 熊本県山鹿市鹿校通一丁目1番29号	同 左
坂梨 節子 熊本県山鹿市山鹿1799番地	同 左
有限会社なかみつ園 代表取締役 中満 義和 熊本県山鹿市鹿北町岩野242番地の2	同 左

3 届出年月日

平成27年6月1日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課

平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス八代店
八代市松江町字芭蕉106番ほか

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社エクリュ・ジャポン 代表取締役 荒牧 浩一 北九州市小倉北区大手町2番6号	同 左

3 届出年月日

平成27年6月1日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課

平成27年6月26日から平成27年10月26日まで

熊本県公告第431号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

津川 洋	下益城郡美里町古閑	下益城郡美里町古閑字前塚瀬221番 ほか2筆
仲嶋 敬申	下益城郡美里町古閑	下益城郡美里町古閑字上塚瀬260番 1ほか6筆
坂本 康彰	下益城郡美里町大井早	下益城郡美里町大井早字堂ノ迫291 7番ほか8筆
森川 壽一	下益城郡美里町大井早	下益城郡美里町大井早字山口1013 番ほか9筆
唯野 義一	下益城郡美里町萱野	下益城郡美里町萱野字大堤34番1ほ か4筆

2 認可年月日
平成27年6月18日

熊本県公告第432号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
櫛原 慶三	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字松の本670番1
竹島 直人	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字豊永字伏塚581番 1
野尻 善人	阿蘇郡高森町津留	阿蘇郡高森町大字津留字川田代622 番ほか2筆
井上 今朝一	阿蘇郡高森町矢津田	阿蘇郡高森町大字矢津田字南九枚ケ塔 2341番1ほか1筆
安在 健男	阿蘇郡高森町菅山	阿蘇郡高森町大字永野原字竹ノ上49 6番3ほか3筆
大内田 奉文	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字永野原字松ノ下57 1番ほか1筆
川部 七生	阿蘇郡高森町芹口	阿蘇郡高森町大字永野原字船ケ迫67 9番
津留 孝二	阿蘇郡高森町高森	阿蘇郡高森町大字高森字上森山946 番1ほか9筆
古庄 貴美男	阿蘇郡高森町永野原	阿蘇郡高森町大字永野原字下ノ原10 09番1ほか2筆
春日 勇輝	上益城郡山都町玉目	阿蘇郡高森町大字色見字東中山915 番ほか2筆

2 認可年月日
平成27年6月18日

熊本県公告第433号

次のとおり県有林立木を公売する。

平成27年6月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 物件の所在及び数量

- (1) 主伐 阿蘇郡高森町講和記念造林東米山B団地（41～80年生）
- | | | |
|-----|---------|------------------|
| すぎ | 4, 829本 | 3, 963. 57立方メートル |
| ひのき | 458本 | 384. 59立方メートル |
| ざつ | 106本 | 19. 72立方メートル |
| 計 | 5, 393本 | 4, 367. 88立方メートル |
- (2) 主伐 上益城郡山都町公有林野県行造林荒神山団地（51～79年生）

	すぎ	4, 128	本	3, 521	62	立方メートル
	ひのき	146	本	160	54	立方メートル
	ぎつ	347	本	32	21	立方メートル
(3)	計	4, 621	本	3, 714	37	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地(49~64年生)				
	すぎ	9, 696	本	4, 812	39	立方メートル
	ひのき	15, 866	本	6, 487	98	立方メートル
	まつ	91	本	58	23	立方メートル
	もみ	45	本	81	96	立方メートル
	かが	27	本	53	28	立方メートル
	さく	83	本	17	87	立方メートル
	かし	109	本	17	32	立方メートル
	けや	13	本	6	93	立方メートル
	ぎつ	4, 119	本	872	93	立方メートル
(4)	計	30, 050	本	12, 409	00	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平B団地(51~55年生)				
	すぎ	4, 903	本	2, 630	02	立方メートル
	ひのき	10, 562	本	3, 372	27	立方メートル
	まつ	29	本	9	06	立方メートル
	もみ	1	本	4	38	立方メートル
	ぎつ	197	本	41	95	立方メートル
(5)	計	15, 692	本	6, 057	68	立方メートル
	主伐	球磨郡五木村水源かん養林平野団地(48~56年生)				
	すぎ	1, 938	本	1, 141	89	立方メートル
	ひのき	871	本	323	90	立方メートル
	まつ	121	本	132	23	立方メートル
	もみ	7	本	22	60	立方メートル
	ぎつ	1, 898	本	462	22	立方メートル
(6)	計	4, 835	本	2, 082	84	立方メートル
	主伐	球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地(57年生)				
	ひのき	10, 303	本	3, 551	37	立方メートル
	ぎつ	205	本	22	65	立方メートル
(7)	計	10, 508	本	3, 574	02	立方メートル
	主伐	球磨郡球磨村公有林野県行造林梅尾A団地(56年生)				
	すぎ	4, 932	本	2, 804	38	立方メートル
	ひのき	5, 462	本	2, 818	24	立方メートル
	まつ	19	本	10	06	立方メートル
	つが	4	本	4	03	立方メートル
	くぬ	42	本	17	35	立方メートル
	ぎつ	1, 402	本	392	79	立方メートル
(8)	計	11, 861	本	6, 046	85	立方メートル
	主伐	水俣市県設模範林正千山団地(47~70年生)				
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	1, 162	本	1, 305	60	立方メートル
	ひのき	3, 958	本	2, 281	05	立方メートル
	まつ	15	本	7	66	立方メートル
	ぎつ	755	本	233	11	立方メートル
(9)	計	5, 890	本	3, 827	42	立方メートル
	主伐	球磨郡水上村県設模範林市房団地(54~55年生)				
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	2, 978	本	3, 604	99	立方メートル
	ひのき	21	本	14	57	立方メートル
	ぎつ	2	本	1	82	立方メートル
(10)	計	3, 001	本	3, 621	38	立方メートル
	主伐	球磨郡五木村県設模範林平野団地(55~79年生)				
	(SGEC認証森林)					
	すぎ	1, 022	本	1, 147	78	立方メートル
	ひのき	3, 420	本	1, 205	06	立方メートル
	まつ	60	本	41	58	立方メートル
	もみ	5	本	7	18	立方メートル
	くり	2	本	1	31	立方メートル
	かし	2	本	2	45	立方メートル
	けや	1	本	0	39	立方メートル
	しで	3	本	3	09	立方メートル
	ぎつ	1, 021	本	136	20	立方メートル
	計	5, 536	本	2, 545	04	立方メートル

- 木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
 - (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
 - (3) 林業事業体として認定を受けている者
 - (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成27年8月25日(火) 午前9時30分入札 即時開札
 - (2) 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室
- 4 入札保証金
競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。
- 5 無効入札に関する事項
入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。
- 6 契約締結期限
契約締結の期限は、平成27年9月7日(月)とする。
- 7 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- 8 物件の搬出期限
- (1) 阿蘇郡高森町講和記念造林東米山B団地
平成30年3月31日までとする。
 - (2) 上益城郡山都町公有林野県行造林荒神山団地
平成29年12月31日までとする。
 - (3) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地
平成30年3月31日までとする。
 - (4) 球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平B団地
平成29年3月31日までとする。
 - (5) 球磨郡五木村水源かん養林平野団地
平成30年3月31日までとする。
 - (6) 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地
平成30年3月31日までとする。
 - (7) 球磨郡球磨村公有林野県行造林榎尾A団地
平成30年3月31日までとする。
 - (8) 水俣市県設模範林正千山団地
平成30年3月31日までとする。
 - (9) 球磨郡水上村県設模範林市房団地
平成30年3月31日までとする。
 - (10) 球磨郡五木村県設模範林平野団地
平成30年3月31日までとする。
- 9 現場説明の日時及び集合場所
- (1) 阿蘇郡高森町講和記念造林東米山B団地
平成27年7月16日(木) 午前10時 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
 - (2) 上益城郡山都町公有林野県行造林荒神山団地
平成27年7月16日(木) 午後1時 上益城郡山都町「清和文楽館駐車場」
 - (3) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地
平成27年7月14日(火) 午前10時 球磨郡水上村「水上村カントリーパークほいほい広場駐車場」
 - (4) 球磨郡水上村公有林野県行造林千ヶ平B団地
平成27年7月14日(火) 午後1時30分 球磨郡水上村「水上村カントリーパークほいほい広場駐車場」
 - (5) 球磨郡五木村水源かん養林平野団地
平成27年7月22日(水) 午後1時 球磨郡五木村「白滝公園駐車場」
 - (6) 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地
平成27年7月15日(水) 午前10時 球磨郡球磨村「球磨村役場駐車場」
 - (7) 球磨郡球磨村公有林野県行造林榎尾A団地
平成27年7月15日(水) 午前10時 球磨郡球磨村「球磨村役場駐車場」
 - (8) 水俣市県設模範林正千山団地
平成27年7月15日(水) 午後2時30分 水俣市「水俣市役所駐車場」
 - (9) 球磨郡水上村県設模範林市房団地
平成27年7月14日(火) 午後1時30分 球磨郡水上村「水上村カントリーパークほいほい広場駐車場」

ーパークほいほい広場駐車場」

(10) 球磨郡五木村県設模範林平野団地
平成27年7月22日(水)午後1時 球磨郡五木村「白滝公園駐車場」

(11) 現場説明日程の延期
現場説明日が荒天の場合、日程を延期するので11の問合せ先に連絡すること。

10 注意事項

(1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)及び熊本県国有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知のうえ入札すること。

(2) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 郵便による入札は、認めない。

(4) 入札当日、応札者で2の(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等(市場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。

11 問合せ先

詳細については、熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班又は最寄りの熊本県広域本部地域振興局農林部林務課若しくは森林保全課に問い合わせること。